**平成２５年（フ）第８５２号**
さいたま市桜区栄和５丁目14番11号　藤栄コーポ101号室
債務者　新井三由紀
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第３６２号**
埼玉県川越市大字笠幡4598番地11
債務者　山本　秀雄
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第３８１号**
埼玉県川越市大字古谷上6083番地７　Ｎ－１棟401号室
債務者　伊藤　弘一
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第３９４号**
申立代理人事務所埼玉県川越市元町２丁目４番地11　弁護士法人川越法律事務所、住民票上の住所埼玉県川越市大字南田島914番地３
債務者　滝沢　梅子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第３９５号**
申立代理人事務所埼玉県川越市元町２丁目４番地11　弁護士法人川越法律事務所、住民票上の住所埼玉県川越市大字南田島914番地３
債務者　滝沢　節子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第３９７号**
埼玉県所沢市上新井１丁目12番地の22ＳＫ西所沢203
債務者　冨士谷利雄
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第４０３号**
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷342番地３　第２若竹荘201号
債務者　西山　正男
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第１０７号**
静岡県富士宮市舞々木町616番地　プレ・シャルマン203号、前住所静岡県富士宮市宮原418―63　レオパレスエトワール205
債務者　平松　孝予
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで静岡地方裁判所富士支部

**平成２５年（フ）第３９１号**
埼玉県川越市大字砂874番地11　カドヤパレス203号室
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第４１４号**
埼玉県所沢市中新井１丁目137番地の１　アネックス102
債務者　井上　光広
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第３４４号**
神奈川県厚木市三田792番地１　金子ビル201
債務者　井上さち子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第１０９号**
新潟県長岡市城岡１丁目４番３号
債務者　市川　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第１２８号**
岡山県浅口郡里庄町大字里見4628番地
債務者　田中　直子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２５年（フ）第１４８号**
岡山県総社市西阿曽203番地
債務者　古家野　昇
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２５年（フ）第１６５号**
岡山県倉敷市鳥羽549番地
債務者　難波　沢朗
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２５年（フ）第３５号**
広島県三次市畠敷町1730番地２　畠敷ハイツ101号
債務者　新谷　高一
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで広島地方裁判所三次支部

**平成２５年（フ）第１６号**
群馬県利根郡みなかみ町新巻878番地
債務者　金　　利恵
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで前橋地方裁判所沼田支部破産係